

個人タクシー法令試験対策

精選正誤問題集 (2024年版)

◁3月試験反映▷

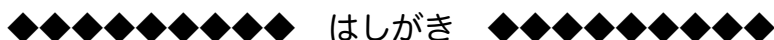
(関東運輸局 東京都特別区武三交通圏・平成14年4月～令和6年3月の本試験主要問題を掲載)

AIMOTO

目 次

第1章 道路運送法1条～9条の3	5
第2章 運賃料金認可処理方針、運賃料金制度(1)	11
第3章 道路運送法10条～12条、運賃料金制度(2)、標準運送約款	15
第4章 道路運送法13条～28条	21
第5章 道路運送法29条～41条、事故報告規則	27
第6章 道路運送法78条～105条、期限更新等取扱い、事業等報告規則	35
第7章 旅客自動車運送事業運輸規則1条～19条の2	41
第8章 旅客自動車運送事業運輸規則20条～47条の8	47
第9章 旅客自動車運送事業運輸規則47条の9～68条	53
第10章 タクシー業務適正化特別措置法	57
第11章 道路運送車両法、自動車点検基準、道路運送車両の保安基準	65
解 答	71

個人タクシー法令試験対策 精選正誤問題集 (2024年版)



個人タクシー法令試験は、短文の正誤を判断する○×方式の問題（以下「正誤問題」といいます。）と、条文の空欄に当てはまる字句を語群から選択する方式の問題（以下「語群選択問題」といいます。）の二つのパターンで出題されています。いずれも過去に出題された問題が繰り返して出題されるのが特徴です。つまり、過去問の徹底マスターこそが合格への王道です。

そこで、本問題集では、平成14年4月試験から令和6年3月試験までの関東運輸局・東京特別区武三交通圏で出題された正誤問題の主要な問題を中心に掲載しました。

出題年月と第何問かを明記するため、出題番号として、問題文の末尾に[H2911-01]のように記載しました。これは平成29年11月試験第1問という意味です。[OLD-001]などの通し番号が記載してある問題は、関東運輸局以外で出題された問題か、平成14年よりも古い時期に出題された問題です。また、新しい制度などについては、[ORIG-001]という通し番号で新作問題を掲載しました。なお、これらの通し番号は個タク法令問題集・正誤問題集と共通のものを使用しているため本問題集では一部欠番があります。さらに、学習の便宜を図るため、出題の根拠となる条文や通達等についても<道運7①>などのように出題番号の後に明示しました。

過去問の中には法改正によって現行法では当てはまらない出題もあります。このような問題文については、現行法に対応するように修正しました。修正した問題文についてはその末尾に[改]と記載してあります。修正できないものについては、問題文の冒頭に「[改正前]」と明記した上で、参考としてグレーの文字で掲載しました。

本問題集はこのような主要な過去問を網羅してありますから、繰り返してマスターすれば、十分に合格レベルの力を付けることができます。その上、学習をしやすくするために問題の配列を工夫し、個タク法令教科書の順序に整理して掲載してありますので、個タク法令教科書の読み込みと並行して問題を解くことができます。

この問題集で学ばれた皆さんが無事に許可・認可処分を受けて個人タクシーを開業できるようお祈りしています。

2019.11.11 (2024.3.25修正) aimoto

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 凡 例 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

1 法令及び通達等の略語一覧

本書では法令や通達等について、以下の略語を使用しています。

道運	道路運送法
道運法令	道路運送法施行令
道運法規	道路運送法施行規則
処理方針	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について
運賃制度	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
標準約款	一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款
事故報規	自動車事故報告規則
期限更新	一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて
事業報規	旅客自動車運送事業等報告規則
運規	旅客自動車運送事業運輸規則
賠償基準	旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
地図規格	旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について
タク特	タクシー業務適正化特別措置法
タク特法規	タクシー業務適正化特別措置法施行規則
車両	道路運送車両法
保安基準	道路運送車両の保安基準
点検基準	自動車点検基準
表示	東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について

2 条文番号の略記方法

本書では次のルールによって条文番号を略記しています。

条： 算用数字 (1 2 3)

項： ローマ数字 (Ⅰ Ⅱ Ⅲ)

号： 丸数字 (①②③)

3 略記の例

例1) 道路運送法第五条第一項第三号 ➡ 道運5Ⅰ③

例2) 道路運送車両法第四十七条の二第一項 ➡ 車両47の2Ⅰ

4 本試験に記されている注意事項

本試験では次のような注意事項が記されています。これらは、本書の問題を解く際にも当てはまります（令和6年3月試験においては注意事項2及び3が削除されています。）。

- （注意事項）
- 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和5年年9月1日現在で施行されている法令に基づくものとする。
 - 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）」とする。
 - 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」（又は「事業者」）とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）」とする。
 - 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

第1章 道路運送法1条～9条の3

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 道路運送法の目的

- () 001 道路運送法の目的には、利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することが含まれています。[R0311-10]<道運1>
- () 002 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。[R0411-02]<道運1>
- () 005 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。[R0507-04]<道運1>
- () 006 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。[H3007-15]<道運1>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の意義・種類

- () 007 道路運送法で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいいます。[H2411-30]<道運2Ⅱ>
- () 009 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[R0211B-09]<道運2Ⅲ>
- () 013 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいいます。[OLD-001]<道運2Ⅲ>
- () 015 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいい、その種類は、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業があります。[R0211A-05]<道運2Ⅲ>

- () 016 道路運送法で「自動車」とは、道路運送車両法による自動車をいいます。
[R0503-15]<道運2VI>
- () 017 道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業があります。[R0411-10]<道運3>
- () 018 道路運送法の旅客自動車運送事業は、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客自動車運送事業の3種類に分類されています。[OLD-002]<道運3>
- () 019 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であって、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。[H3103-07]<道運3>
- () 022 道路運送法の一般旅客自動車運送事業には、いわゆる路線バス事業や観光バス事業やタクシー事業があります。[H1407-11]<道運3①>
- () 023 道路運送法には、法人タクシー事業及び個人タクシー事業の2つの事業が、一般乗用旅客自動車運送事業であることが規定されています。[OLD-003]<道運3①ハ>
- () 024 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[R0207-27]<道運3①>
- () 027 道路運送法の規定により、国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を経営することはできません。[R0303-04]<道運3①ハ>
- () 030 道路運送法の規定により、乗車定員11人の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を営することはできません。[H1711-08]<道運3①ハ、道運施規3の2>
- () 031 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-005]<道運3①ハ>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可

- () 035 個人タクシー事業を営営するためには、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[OLD-009]<道運4>
- () 038 個人タクシー事業者がいわゆるタクシー無線を設置しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。[OLD-012]<道運4・11 I、道運施規12③>
- () 039 個人タクシー事業の許可を新たに受けようとする者は、営業所所在地を管轄する地方運輸局長に対して、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請を行わなくてはなりません。[H2007-01]<道運5>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（事業計画の定め）

- () 040 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請書の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力等について記載することになっていますが、営業区域については記載する必要はありません。[H2505-19]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ①>
- () 042 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、主たる事務所及び営業所の名称及び位置についても記載することになっています。[OLD-013]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ②>
- () 043 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについて記載することになっています。[OLD-014]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>
- () 046 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の収受について、明確に定めなければなりません。[R0311-11]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>
- () 049 タクシーをいわゆる「禁煙タクシー」とする場合、その旨を事業計画に定め、道路運送法の規定に基づく認可を受ける必要があります。[H2911-30]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>

() 050 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、過労の防止について、明確に定めなければなりません。[R0206-16]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>

() 051 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。[R0511-24]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（営業区域）

() 053 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。[R0603-05]<道運5 I ③、道運施規5>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（添付書類等）

() 056 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が申請書を提出するときは、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合であっても、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することはできません。[R0503-21]<道運5 II、道運施規6IV>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（欠格事由）

() 060 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[R0603-21]<道運7①>

◆◆◆ 運賃料金の認可・届出

() 069 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。[R0311-14]<道運9の3 I>

() 070 道路運送法に規定する運賃及び料金の変更認可申請を、個人タクシー事業者は行うことができません。[H1803-33]<道運9の3 I>

- () 071 タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。[R0507-02]<道運9の3 I>
- () 074 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載しなければなりません。[H2505-09]<道運9の3 I、道運施規10の3 I ④>
- () 076 個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には変更の理由を記載する必要はありません。[R0507-15]<道運9の3 I、道運施規10の3 I ④>
- () 077 個人タクシー事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の認可申請をしようとする場合には、運賃及び料金の収受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければなりません。[R0403-17]<道運9の3 I、道運施規10の3 I>
- () 078 個人タクシー事業の許可を受けた者が、地方運輸局長が原価計算書その他運賃及び料金の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと認め公示したものに該当する運賃及び料金を適用する場合は、認可申請の手続きは必要ありません。[OLD-018]<道運9の3 I、道運施規10の3Ⅲ>
- () 080 地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が公示した自動認可運賃に該当する運賃の申請については、原価計算書等の添付を省略することができます。[R0511-25]<道運9の3 I、道運施規10の3Ⅲ>
- () 082 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金に限られています。[R0603-09]<道運9の3 I、道運施規10の4 I>
- () 083 一般乗用旅客自動車運送事業者の運賃及び料金の認可基準には、他の一般旅客自動車運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであることなどがあります。[OLD-019]<道運9の3Ⅱ③>

- () 084 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。[R0211A-18]<道運9の3Ⅲ>

【第1章】 解 答		【第2章】 解 答	【第3章】 解 答	【第4章】 解 答	【第5章】 解 答		【第6章】 解 答
001 ○	084 ×	286 ×	278 ○	118 ×	181 ○	219 ○	232 ×
002 ×		287 ○	279 ×	119 ×	313 ×	221 ○	234 ○
005 ○		288 ○	280 ×	120 ×	314 ×	222 ×	235 ×
006 ○		289 ×	282 ○	121 ×	315 ×	224 ○	236 ○
007 ○		291 ×	283 ○	123 ○	317 ×	225 ○	341 ×
009 ○		293 ○	284 ○	124 ×	319 ×	226 ○	343 ○
013 ×		248 ×	285 ×	125 ×	320 ○	227 ○	344 ×
015 ○		249 ×	087 ×	126 ○	321 ○	228 ×	346 ○
016 ○		251 ×	090 ○	127 ×	323 ○	230 ×	347 ×
017 ○		252 ○	091 ×	128 ○	324 ×		348 ×
018 ×		253 ×	093 ×	130 ×	327 ×		349 ○
019 ×		255 ○	094 ×	133 ○	328 ×		351 ○
022 ○		257 ○	097 ×	134 ○	329 ○		352 ×
023 ×		258 ×	098 ×	135 ×	330 ×		353 ×
024 ×		260 ×	099 ○	137 ×	331 ×		354 ○
027 ○		262 ×	101 ×	140 ×	332 ×		355 ○
030 ○		264 ○	103 ×	144 ○	334 ×		356 ○
031 ×		265 ○	104 ○	146 ×	337 ○		357 ○
035 ○		266 ○	107 ×	148 ○	338 ×		358 ×
038 ×		268 (×)	108 ×	149 ×	183 ×		237 △(○)
039 ○		269 ×	111 ×	151 ○	186 ×		359 ○
040 ×		271 ×	112 ○	152 ○	187 ○		360 ×
042 ○		272 ×	113 ×	153 ×	189 ×		363 ○
043 ×		273 ○	114 ○	156 ○	190 ○		364 ×
046 ×		274 ×	115 ×	159 ×	191 ○		366 ×
049 ×		275 ○	116 ×	160 ×	192 ○		370 ×
050 ×		276 ×	294 ○	161 ○	193 ○		373 ×
051 ×		277 ×	295 ○	163 ○	195 ×		374 ×
053 ×			296 ○	164 ×	199 ×		375 ○
056 ×			298 ○	166 ○	201 ○		376 ×
060 ×			300 ○	168 ×	202 ×		377 ×
069 ×			301 ×	169 ○	206 ×		380 ×
070 ×			302 ○	170 ×	208 ×		383 ○
071 ×			303 ×	172 ×	209 ×		238 ○
074 ×			304 ×	174 ○	210 ×		241 ○
076 ×			306 ○	176 ×	211 ×		243 ×
077 ×			307 ×	178 ○	212 ○		244 ○
078 ×			308 ○	179 ×	215 ×		245 ○
080 ○			310 ○		216 ○		246 ×
082 ×			312 ○		217 ×		247 ×
083 ○			117 ×		218 ○		

(筆者のサイトの QRコード)



個人タクシー法令試験対策

精選正誤問題集 (2024年版)

発行日 平成30年 6月25日 初版
令和 6年 4月10日 2024年版<3月試験反映>
著 者 aimoto
(<https://ss1.xrea.com/daiichij.s17.xrea.com/>)
発行者 同上
印 刷 製本直送.com / 他
頒 価 1,650円
(追加情報等は上記サイトに掲載します。)